明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

に当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達を旧一般電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）に申し込んだものに係る旧法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する旧法第四条第一項の特例太陽光価格及び旧法第三条の規定（調達期間に係る部分に限る。）の例に準じて経済産業大臣が定める期間（以下「特例太陽光調達期間」という。）は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　その出力が五百キロワット未満であって、次のいずれにも該当すること。

イ　発電に係る事業の用に供するものでないこと。

ロ　電気を使用しない、電気の使用量が著しく少ない又は限られた時期においてのみ昼間の電気を使用する場所に設置されるものでないこと。

ハ　施行規則第五条第二項第五号イ及びロに掲げる構造であること。

二　当該設備を用いて太陽光を変換して得られる電気を、旧一般電気事業者が特例太陽光調達期間を超えない範囲内の期間にわたり特例太陽光価格により調達を行っているもの又は平成二十四年六月三十日までに当該調達を旧一般電気事業者に申し込んだものであること。

	設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一	住宅用太陽光発電設備（太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満であり、かつ、低圧で受電している施設等に設置されているものをいう。以下同じ。）（次号に掲げるものを除く。）	四十八円	十年間
二	住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十九円	十年間
三	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）	二十四円	十年間
四	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十円	十年間

備考

イ　特例太陽光価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりの価格とし、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ　特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間は、特例太陽光発電設備により発電された電気の調達が開始された日を起算日とする。

ハ　自家発電設備等については、リレー装置が設置されている等自家発電設備等から発電又は放電された電気が配電線に逆流しない措置が講じられているものに限る。

ニ　複数の再生可能エネルギー発電設備を併設した場合で、それぞれの設備からの再生可能エネルギー電気の供給量を特定することができない場合に適用される調達価格は、当該複数設備に適用される調達価格のうち、最も調達価格の低いものを適用するものとし、調達期間もこれに従う。

2　特例太陽光発電設備であって、平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までに当該特例太陽光発電設備を用いて発電された電気の調達を旧一般電気事業者に申し込んだものに係る特例太陽光価格及び特例太陽光調達期間は、本則の規定にかかわらず、次の表の設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の特例太陽光価格の欄に掲げる価格及び特例太陽光調達期間の欄に掲げる期間とする。

	設備の区分等	特例太陽光価格	特例太陽光調達期間
一	住宅用太陽光発電設備（次号に掲げるものを除く。）	四十二円	十年間
二	住宅用太陽光発電設備（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十四円	十年間
三	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等（新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受けて設置されたものに限る。）又は平成二十三年四月一日から平成二十四年六月三十日までの間に新たに設置されたことが確認されないものをいう。以下同じ。）ではないもの（次号に掲げるものを除く。）	四十円	十年間
四	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等ではないもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	三十二円	十年間
五	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等であるもの（次号に掲げるものを除く。）	二十四円	十年間
六	住宅用太陽光発電設備以外の太陽光発電設備であって、補助金受給設備等であるもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十円	十年間

備考　前項の表中の「備考」に同じ。

（補助金の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格）

第三条　補助金（地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金、新エネルギー事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金に限る。以下この項及び次項において同じ。）の交付を受けて設置された再生可能エネルギー発電設備（特例太陽光発電設備を除く。以下同じ。）に係る調達価格は、本則並びに附則第六条及び第七条の規定にかかわらず、本則並びに附則第六条及び第七条に規定する調達価格から次の算式により算定した額を減じた額とする。

Ｂ－（Ａ×Ｙ）

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

Ａ　当該設備の供給に係る再生可能エネルギー電気の一年当たりの発電見込量

Ｂ　補助金の交付額

Ｙ　当該設備に係る調達期間